

平成27年4月1日

事業者各位

豊能町総務部財政課 契約検査室

中間前金払制度の導入について（お知らせ）

本町の前金払制度は、請負金額130万円以上の工事、工事に係る設計・調査又は測量業務で、8,000万円を上限とし、工事においては請負金額の40%の範囲内、工事に係る設計・調査又は測量業務においては請負金額の30%の範囲内で前金払ができることとしていましたが、建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、資金調達の円滑化や工事の適正な施工が確保されるよう、工事についてのみ平成27年度から中間前金払制度を導入します。

（平成27年4月1日以降に契約締結する案件から適用します。）

中間前金払制度の導入（工事のみ）

当初の前金払（請負金額の40パーセントの範囲内）に追加し、下記の要件を満たす場合、保証事業会社の保証を条件に、請負金額の20パーセントの範囲内で前金払するものです。この場合前金払と中間前金払の合計額の限度額は8,000万円とします。

なお、工事に係る設計、調査又は測量業務については、中間前金払の対象外となります。

（1）中間前金払の認定要件

中間前金払の認定要件は次の①～④の要件をすべて満たしていることとします。

- ① 既に当初の前金払（請負金額の40パーセントの範囲内）の支払いを受けていること
- ② 工期の2分の1を経過していること
- ③ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1の額に相当するものであること
- ⑤ 当該年度に部分払いの請求がなされていないこと。

（2）中間前金払に係る手続きの流れ（別添の説明図を参考にしてください。）

中間前金払に係る手続きの流れは次のとおりです。

- ① 受注者は、「中間前金払認定請求書」に「工事履行報告書」を添付して、町（工事担当課）に中間前金払に係る認定の請求を行ってください。
- ② 町（工事担当課）は、中間前金払認定請求書を受け取ってから原則15日以内（町の休日を除く。）に「中間前金払認定調書」を交付します。
- ③ 受注者は、保証事業会社に中間前金払保証の申込を行い、保証証書の発行を受け、保証

事業会社が発行した「中間前払金保証証書」を添えて「中間前金払請求書」を町（工事担当課）に提出してください。

- ④ 町は、支払請求を受けた後30日以内に、受注者の預託金融機関に中間前払金を振込みます。

(3) 債務負担行為等に係る特例

債務負担行為等に係る2年度以上にわたる契約の認定要件については(1)①～④の認定要件のうち「請負金額」は「各年度の出来高予定額」と、「工期」は「各年度の工事の実施期間」と読み替えて取り扱うものとします。

(4) 部分払と中間前払の選択

部分払を設定している工事については、部分払と中間前払のいずれかを、受注者が契約時に選択して「中間前払と部分払の選択に係る届出書」を町（契約検査室）に提出してください。部分払を選択した場合は中間前払を請求することができず、中間前払を選択した場合は、原則、部分払を請求することができません。

ただし、契約期間が複数年度にわたる契約において、各会計年度の末期（最終の会計年度を除く。）に行う部分払については、行うことができます。